


開催・令和4年1月20日

所管部課	総務部 文書課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、令和4年4月に施行される内容において、個人情報の保護に関する法律の改正、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止が行われる。本改正等により、当該条例において、引用条文等の変更が生じたことから、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 次の条文において、引用条文等の変更を行う。 ・第2条第2号、第2条第8号、第3条第3項、第48条第3項、第49条</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、適切に個人情報保護を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年 5月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布。</p> <p>令和3年10月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布。</p> <p>令和4年 1月 文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。